

2024-2026 年度課題別研修「民主国家におけるメディアの役割—情報へのアクセスと権力監視」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下「JICA 東京」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募します。

本研修は、2018 年度から実施しており、目的は、民主国家におけるメディア(特に公共メディア)の役割について日本の事例の紹介や研修参加者同士の意見交換などを通じて理解を深めることであり、民主国家国民の「現実・事実」を知る権利を守り促進していくことを上位目標としています。研修参加者は、主に公共性のある放送機関の職員等を想定しており、研修内容は、放送倫理、政府とメディアとの関係、情報へのアクセス、紛争関連の報道、情報の信頼性などが扱われます。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 NHK 財団(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、研修日程 11 日の計画・実施運営につき、5,714 千円の予算範囲内で契約を締結する予定です。

特定者は、以下の実績を有している一般財団法人であり、長年の国内外での実績を有し、諸国の行政機関や放送関係機関などとの広範なネットワークを有しています。本研修講義内容として取り組むための講師や視察先選定および本研修の進行監理としての手配・調整を円滑に行うことが出来ると想定されます。また、JICA の研修事業の受託を行った実績があります(2018-2020、2022-2023 年度)。

- ・途上国での放送人の育成協力(JICA の技術協力プロジェクトで放送局支援)
- ・日本の番組の世界への提供(外務省、国際交流基金のスキーム)
- ・国際版番組制作
- ・外国放送機関への取材協力
- ・NHK 映像素材の海外への提供

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1)業務名:

2024-2026 年度課題別研修「民主国家におけるメディアの役割—情報へのアクセスと権力監視」に係る研修委託契約

(2) 案件概要:

「研修委託業務概要」(別紙3)のとおり

(3) 研修コース実施期間(2024 年度):(来日研修を予定)

2024 年 11 月 8 日から 2024 年 11 月 22 日まで(予定)

(2025 年度及び 2026 年度も同様の時期での来日研修を予定)

(4) 契約履行期間(2024 年度):

2024 年 10 月 1 日から 2025 年 2 月 19 日まで(予定)

(2025 年度及び 2026 年度も同様の時期を予定)

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2. 応募要件

(1) 基本的要件:

1)

公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。

2)

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3)

当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4)

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア.

提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ.

役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ.

反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ.

提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ.

提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ.

提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ.

提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク.

その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5)

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

ア.

個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ.

個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ.

個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ.

個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業

者

- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

①案件受託上の条件として、2024 年度案件を第一回目として受託し、2025 年度及び 2026 年度の計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。

②業務を遂行する法人としての能力を有すること。

③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

④放送関連の対面研修を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申 請書の提出	提出期間	2024 年 6 月 3 日(月)正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	下記参照のこと。
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(2) 審査結果の通知	通知日	2024 年 6 月 10 日(月)以前に通知
	通知方法	メール
(3) 審査結果につい ての理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024 年 6 月 17 日(月)
	回答予定日	2024 年 6 月 21 日(金)
	回答方法	メール

提出書類:

- 1) 公募参加確認書(様式 1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式2)

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課 (担当: 高澤)

電話: 03-3485-7635 Email: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式 1)の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ報告すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明

を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)

(7)公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8)予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9)手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。

(10)契約保証金:免除します。

(11)共同企業体の結成:認めません。

以上

研修委託契約業務概要

2024-2026 年度課題別研修「民主国家におけるメディアの役割—情報へのアクセスと権力監視」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「民主国家におけるメディアの役割—情報へのアクセスと権力監視」

(2) 背景

開発途上国の民主化支援においては、国家におけるメディア（特に公共メディア）の役割支援が重要な一側面である。特に、当該国民の情報への自由なアクセスが保障されることにより、「知る」権利が確立されることで、適切な権力監視が国民一般の視点で可能になることが重要であるとの認識のもとに、JICA では技術協力プロジェクト等により、従来、複数の途上国において放送局支援を従来から実施してきた（コソボ、南スーダン、ウクライナ等）。

本件分野の研修を実施するにあたり、日本の事例紹介や研修参加者同士の意見交換などを通じて理解を深めることを目的としており、民主国家国民の「現実・事実」を知る権利を守り促進していくことを上位目標としている。

(3) 案件目標

民主国家におけるメディア（特に公共放送）の役割が理解されるとともに、日本における放送組織の組織構築や機能強化の事例についての理解が促進されること。

(4) 研修で達成される成果（単元目標）

- ・国民の知る権利が保証され、権力監視が国民から適切に行われるためのマスメディアの機能と重要性が理解される。
- ・日本の事例からメディアと中央政府の関係が理解される（情報へのアクセスを含む）
- ・日本の公共放送のシステムや機能が理解される。
- ・様々なメディアとの比較において情報の信頼性を確かにするシステムを理解する
- ・BPO（放送倫理・番組向上機構：Broadcasting Ethics & Program Improvement

Organization)の役割を理解する。

(5)技術研修期間(予定)

2024年11月8日から2024年11月22日まで(予定)

(6)人数(予定)

9名(応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり)

(7)研修対象国

ネパール、フィジー、マラウイ、ギニア、南スーダン、セルビア、キルギス、ウクライナ、コンボ

(8)対象研修員

公共放送を担当する公共の放送組織の管理職者または、放送を所掌する政府機関職員、独立系メディア関係者

(9)使用言語

英語(*原則、JICAが研修監理員を手配して対応)

(10)研修コース概要

研修は来日研修として実施する。初日にプログラムオリエンテーション(研修概要説明)を実施し、講義(オンデマンド及びオンライン)、発表、演習、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

2. 委託業務の内容

(1)契約履行期間(予定)

2024年10月1日～2025年2月19日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2)業務の概要

公共放送を担当する途上国の公共の放送組織の管理職者または、放送を所掌する政府機関職員等に対し、民主国家における適切な公共メディアの役割について日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先の選定などを工夫することで研修の実施を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- 9) テキストの選定と準備(翻訳、印刷業務を含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 19) 閉講式実施補佐
- 20) 研修監理員からの報告聴取
- 21) 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 22) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 23) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

以上の 1)～23)については、研修途中で、諸般の事情でオンライン研修実施が必要になった場合に必要な手配・手続きを含む。

(4) 研修受託上の工夫

研修効果が上がるよう、日本国内において、適切な視察先を精査、検討する。

3. 留意事項

(1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ

(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(準委任契約)。

(2)本業務概要は予定段階のもので、詳細は変更となる可能性があります。

(3)研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上

様式1

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

提出者（法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名） 印
（メールアドレス）

2024-2026 年度課題別研修「民主国家におけるメディアの役割—情報へのアクセスと権力監視」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ:A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

※ 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写)

以上

提出日： 年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

2024-2026 年度課題別研修「民主国家におけるメディアの役割—情報へのアクセスと権力監視」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所

法 人 名

法 人 番 号

役 職 名

代表者氏名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難さ

- れるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上